

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年五月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和六年四月十六日

指令川建セ第〇五〇一三一号

二 検査済証番号

令和六年四月二十五日

川建セ第〇六〇〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字水穴前千四百八十三番二十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県狭山市大字上奥富千百六番地の十三 SHアネックス三〇一

佐藤 和之